事 務 連 絡 （ Ｅ ）
平成 28 年 10 月 17 日

熊本県商工会連合会
税制ご担当者　様

全国商工会連合会
企業環境整備課

平成 28 年熊本地震に伴う熊本県における国税の申告期限延長措置の終了について

平素は、本会事業の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年熊本地震の発生を受け、熊本県に納税地を有する納税者の平成 28 年４月 14 日以降に到来する全ての国税に関する申告･納付等の期限が延長されておりますが、下記のとおり申告期限延長措置を終了することになりましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましては、本件においてご承知おきいただきますとともに、傘下商工会へご連絡いただきますようお願いいたします。

記

１．対象地域と延長期日

熊本県、市町村の意向を踏まえ、下表のとおり、国税に関する申告・納付等の期日を定め、期限延長措置を終了する。

対象地域	延長期日
下記以外の市町村	11 月 30 日
熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町	12 月 16 日

２．留意点

申告ができる状況にない被災納税者には、期日指定後も、その申請に基づき、引き続き申告等の期限延長を継続するなど、実情に応じた対応を行うことから、延長を希望する場合は、上記の期日までに早めに税務署に相談すること。

３．参考（国税庁ＨＰ）

＜平成 28 年熊本地震に係る国税の申告・納付等の期限延長措置の終了について＞

http://www.nta.go.jp/kumamoto/topics/saigai/161017/01.htm

担当：企業環境整備課　邊春
TEL 03-6268-0085　FAX 03-6268-0997
E-mail kigyo@shokokai.or.jp